

答弁書第三八号

内閣参質一五六第三八号

平成十五年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出商工会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中村敦夫君提出商工会に関する質問に対する答弁書

一について

商工会、都道府県商工会連合会（以下「都道府県連合会」という。）及び全国商工会連合会（以下「全国連合会」という。）に対しては、小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、小規模事業者支援促進法第四条第一項に規定する経営改善普及事業に係る経費の一部等を補助しているところであるが、商工会、都道府県連合会及び全国連合会（以下「商工会等」という。）には、地域の総合的な経済団体としての長年にわたる小規模事業者支援の経験及び全国に展開するピラミッド型の組織を活用して、補助事業を効果的かつ効率的に実施し、小規模事業者の支援の担い手としての役割を十分に果たすことを期待している。

二について

平成十五年度予算に計上した商工会等に交付する予定の補助金（地方公共団体が商工会及び都道府県連

合会に交付する補助金の財源の一部として、地方公共団体に交付する予定の補助金を含む。）に係る補助事業の内容、補助金額及び有効性の評価は、別表第一のとおりである。

三について

お尋ねの「重点事業」とは全国連合会が定めた平成十五年度における全国連合会の重点事業を指すものと考え、全国連合会から聴取したところ、各重点事業ごとの事業内容、目標、意義等は、別表第二のとおりであるとのことである。

四について

商工会等に対する補助については、補助事業に対する小規模事業者のニーズ、財政事情等を勘案して見直しを行いながら、小規模事業者の経営の改善発達を支援し、その経営基盤の充実を図っていくために必要な事業について、適切に措置していくことが重要であると考えている。

五について

全国連合会から聴取したところ、商工会における「補助金依存体質からの脱却」のための具体的な方策及び都道府県連合会における自己財源比率（全収入に占める国及び地方公共団体の補助金等に係る収入以

外の収入の割合をいう。以下同じ。）の見通し等は、以下のとおりであるとのことである。

商工会においては、補助金依存体質からの脱却を重要な課題としており、自己財源比率の向上のため、会員数の増大、商工会における職責等に応じた会費賦課基準の設定等により会費収入の増加を図るとともに、会員を対象とする各種共済事業の推進等による手数料収入の増加を図ることとしている。

また、都道府県連合会の自己財源比率について、それぞれの都道府県連合会においては、お尋ねの「本年度上半期・下半期ごとの見通し」及び「本年度中各月末目標」は設定していないが、毎年度の事業計画において、自己財源比率の見通しを含む収支計画を作成している。都道府県連合会の本年度の事業計画における平均自己財源比率は三十二・二パーセントであるが、都道府県連合会においては、自己財源比率の一層の向上を図るため、各種共済事業の推進等による手数料収入の増加を図ることとしている。

六について

個別の商工会及び都道府県連合会に係る自己財源比率の向上等運営に関する事項の監督については、商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和三十五年政令第四百十九号）の

規定に基づき、都道府県知事の権限としていところである。このため、政府としては、全国的な視野に立って、商工会及び都道府県連合会における自己財源比率に係る状況を踏まえつつ、必要に応じ、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十五条の八第二項の規定に基づき都道府県連合会及び商工会を指導する立場にある全国連合会に対し、都道府県連合会及び商工会を指導していくよう求めてまいる所存である。

また、全国連合会の自己財源比率は、平成十四年度収支決算によれば五十七・六パーセントであり、具体的数値目標を定めた自己財源比率の向上に関する計画は作成していないが、会費収入及び検定収入が減少傾向にあるため、各種経費の節約及び事業の効率化に努め、健全な財政運営の維持に向けて積極的に取り組んでいるものと承知しており、政府としては、財政面も含め、その適正な運営について引き続き監督してまいる所存である。

七について

全国連合会から聴取したところ、商工会等は政治献金を行っていないとのことである。

別表第一

(単位 千円)

補助事業の内容	補助金額(平成十五年度予算額)(注一)	有効性の評価(注二)
商工会向け補助金(注三) 記帳指導を行うための機器購入等小規模事業者に対する指導環境の整備	八、一二六、二〇二 六、三七二、七五六	小規模事業者に対する適切な指導環境の整備に資する有効な事業と考えている。
研修会、講習会等の人材育成	六一三、二八六	小規模事業者の能力の向上に資する有効な事業と考えている。利用者の八十五・五パーセントから有効なものと評価されている。
地域活性化のためのビジョン作成等の調査研究	二五二、八一三	地域経済の活性化等を通じ地域に密着した小規模事業者の活性化を図る有効な事業と考えている。
特産品開発等地域の活性化を図るための事業	五五一、五二九	小規模事業者による特産品開発等を通じた地域活性化に資する有効な事業と考えている。利

		用者の六十五・六パーセントから有効なものと評価されている。
経営改善普及事業の普及及び啓発を図るための情報発信	三二五、〇一五	小規模事業者に対する施策情報等の提供により経営改善普及事業の利用を促し、小規模事業者の経営の改善発達に資する有効な事業と考えている。
その他（商工会地域の景況調査）	二〇、八〇三	小規模事業者に対する指導等の基礎となる実態把握等を行う有効な事業と考えている。
都道府県連合会向け補助金	三、六二五、二五三	
商工会に対する経営改善普及事業に関する指導環境の整備	六六二、九八九	経営改善普及事業に係る商工会に対する指導を適切に行うための環境を整備する有効な事業と考えている。
小規模事業者に対しより高度な指導を行うための専門家派遣	二〇三、二五六	小規模事業者に専門家を派遣することにより、商工会に所属する経営指導員では対応が困難な高度な経営上の課題の解決を

	県内商工会地域で開発された特産品等の販路開拓	商工会の広域的な連携による地域活性化等のための取組支援	将来の地域経済の担い手となる商工会の青年部及び女性部による研修会等若手後継者等の育成	経営指導員等の資質向上を図るため
	一七二、六五四	三八七、八二九	四九三、五〇〇	一八一、八三八
支援する有効な事業と考えている。利用者の八十七・〇パーセントから有効なものと評価されている。	小規模事業者が開発した特産品等の販路開拓を支援することにより、小規模事業者の前向きな取組を促進する有効な事業と考えている。利用者の六十八・五パーセントから有効なものと評価されている。	商工会に対するニーズの高度化及び多様化に対応するための広域連携等の促進に資する有効な事業と考えている。	将来の地域経済の担い手となる若手後継者等の育成に資する有効な事業と考えている。利用者の八十九・七パーセントから有効なものと評価されている。	小規模事業者の経営の改善発

の研修		達を図るための効果的かつ適切な指導等の実施に資する有効な事業と考えている。利用者の八十・四パーセントから有効なものとして評価されている。
その他（県内商工会地域の景況調査結果の集計、分析等）	一、五二三、一八七	小規模事業者に対する指導等の基礎となる実態の分析等を行う有効な事業と考えている。
全国連合会向け補助金	八九二、七二三	
商工会又は都道府県連合会に対する経営改善普及事業に関する指導	一七〇、三一九	商工会及び都道府県連合会による経営改善普及事業の適切な実施に資する有効な事業と考えている。
全国の商工会地域から収集した地域情報等の提供	五五、三三三	各地域の産業、企業等に係る情報を東京において消費者、企業等に提供することにより、地域の活性化に資する有効な事業と考えている。
全国の商工会及び都道府県連合会が行う地域活性化のための先進的な取	一三、五一五	地域の活性化に向けた取組についての調査等を行い、その成

組等に係る調査研究	全国の商工会地域で開発された特産品等の販路開拓	創業を志す者に対し全国の商工会及び都道府県連合会と連携して行う研修会	その他（都道府県連合会で取りまとめられた景況調査の結果の集計、分析等）	合計
	一二九、八七八	四一〇、三四九	一一三、三一九	一二、六四四、一六八
果を今後の指導事業等に活かすことにより、地域に密着した小規模事業者の活性化を図る有効な事業と考えている。	小規模事業者が開発した特産品等の販路開拓を支援することにより、小規模事業者の前向きな取組を促進する有効な事業と考えている。利用者の六十一・〇パーセントから有効なものと評価されている。	小規模事業者の創業を促進する有効な事業と考えている。利用者の九十四・三パーセントから有効なものと評価されている。	小規模事業者に対する指導等の基礎となる実態の分析等を行う有効な事業と考えている。	

(注一)

補助金額の細目別の内訳は、予算額を算定するために作成した積算資料に基づき計算した。

(注二)

表中に示した利用者からの有効性に係る評価については、補助事業を利用した小規模事業者及び経営指導員に対して平成十四年度に実施したアンケート調査への回答において、大変良かったと回答した者と良かったと回答した者の割合の合計を示した。ただし、創業を志す者に対する研修会については、同年度の受講者に対するアンケート調査への回答において、役に立ったと回答した者の割合を示した。

なお、利用者からの評価になじまない事業については、調査を実施していない。

(注三)

「商工会向け補助金」には、一部、商工会議所に交付される補助金を含む。

別表第二

事業名	事業内容、目標、意義等（注）
1 創業・経営革新支援の推進	創業支援の推進については、創業者の最大の課題である資金調達を円滑化するため、全国連合会の指導の下、商工会において国民生活金融公庫の創業者向けの融資制度である新創業融資制度の利用の際に必要な事業計画の作成支援を実施しており、全国の商工会に所属する経営指導員一人当たり二件（計約一万件）以上の事業計画の作成を支援することを本年度の努力目標としている。平成十五年六月末現在、二百四十五件の事業計画の作成について支援を実施しており、今後も引き続き支援を推進していく。 経営革新支援の推進については、中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）を活用した経営革新を促進するため、全国連合会の指導の下、商工会において小規模事業者による同法第四条第一項に規定する経営革新計画の作成を支援していくこととしている。平成十五年六月末現在、三十四件の経営革新計画の作成について支援を実施しており、今後も引き続き支援を推進していく。
2 小規模事業者の企業再生等の推進（新規事業）	産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十九条の三第一項に規定する中小企業再生支援協議会の運営に対する協力、事業再生等を推進する上で必要とされる高度な専門的知見を備えた経営指導員の養成等に取り組むこととしている。不良債権処理の進展等により、やる気と能力がある小規模事業者が破綻に追い込まれないよう、小規模事業者の再生への取組を幅広く支援する有益な事業である。

3 消費税円滑化対策の実施 (新規事業)	平成十六年四月、消費税制度が改正され、事業者免税点制度の適用上限及び簡易課税制度の適用上限が引き下げられることなどを踏まえ、商工会及び都道府県連合会と連携して、影響を受ける事業者が消費税制度の改正に適切に対応できるよう講習会や相談事業を実施するとともに、消費税の価格への転嫁に対する消費者の理解を深めるためのポスター及びしおりの作成等による広報活動等を行うものであり、改正後の消費税制度への対応を円滑化する有益な事業である。
4 後継者対策の強化(新規事業)	近年、後継者探しが中小企業の大きな課題となっている一方、百万人以上の水準で推移している創業希望者の創業実現率が三十パーセント台という低い水準にまで低下していることを踏まえ、後継者問題に悩む事業者と新規創業を希望している者等との出会いの機会を提供するものであり、後継者問題の解決による地域経済の活性化に資する有益な事業である。
5 中小企業者通信費削減支援事業の推進	中小企業者等の通信費を削減するため、平成十五年度から(埼玉県下の一部の商工会においては、実験的に平成十四年十二月から)インターネットを活用したIP電話の導入をあっせんしており、平成十五年度末までに百万回線の加入を実現することを努力目標としている。平成十五年六月末現在、三千五百六回線の加入があり、今後も引き続き加入を推進していく。
6 安定した財政基盤の強化・拡充(新規事業)	会費、手数料等の自己財源の確保による財政基盤の強化及び拡充に成果を上げている商工会における具体的な取組について事例集を作成し、

	提供していくなど、商工会の財政基盤の強化への取組を支援する有益な事業である。
7 会員増強運動の強化（新規事業）	会員増加に成果を上げている商工会における具体的な取組について事例集を作成し、提供していくなど、商工会の会員増加に向けた取組を支援するものであり、商工会の地域商工業者との連帯の強化や財政基盤の強化に資する有益な事業である。
8 商工会の広域連携・合併の支援等	高度化及び多様化する商工会に対するニーズに対応していくため商工会の広域連携又は合併を推進しているところ、すべての都道府県連合会において広域連携又は合併に係る基本方針を策定することを目標として、広域連携及び合併の事例、合併の検討状況等について情報を収集し、提供するほか、商工会合併手続マニュアルの作成、配布等を通じた支援を実施している。平成十五年六月末現在、三十六の都道府県連合会において基本方針が策定されており、今後引き続き策定を推進していく。
9 全国共通データベースの活用促進	地域の経済状況、倒産及び廃業の状況等についての実態把握、事業者間の取引の拡大、小規模事業者の実態を踏まえた国等への政策提言等のため、事業者名、住所、従業員数、売上げ等会員事業者に係る情報のデータベース化を進めており、平成十六年度中に全会員事業者（百五万事業者）の情報をデータベース化することを目標としている。平成十五年六月末現在、約三十万事業者の情報について作業を終了しており、今後も引き続き、情報の収集、データベースの構築等に取り組んでいく。

10 全国商工会会員福祉共済
制度の推進

商工会会員等の不慮の事故による死亡、後遺障害、手術、入院及び通院を補償内容とする共済制度として、平成十四年十月に事業を開始し、平成十五年度末までに十万人の加入を実現することを目標としている。平成十五年六月末現在、約九千人が加入しており、今後も引き続き加入を推進していく。

(注) 本年度、初めて重点事業とした「新規事業」については、当該事業の内容及び意義を記載した。昨年度に引き続き重点事業としてしている事業については、必ずしも上半期、下半期別等の詳細な目標を設定しているわけではないが、当該事業の内容、当該事業について設定している目標、現在までの達成状況等を可能な限り記載した。